事業名	目標
独立行政法人労働者健康福祉機構が行う事業 業(独立行政法人)	〇 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標(別紙1)(再掲)を達成する。(対象期間:平成16年4月 〜平成21年3月) なお、平成17年度における目標は以下のとおり。
産業保健推進センターの利用促進事業	〇 産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。
,	○ 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については35万件以上得る。
	○ 地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。 また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うととも に、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。
動労者予防医療センターの運営	〇 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ7万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ1千9百人以上実施するとともに、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。
海外勤務健康管理センターの運営	〇 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千9百人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。
	〇 海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究成果を ホームページで情報提供し、1万7千件以上のアクセスを得る。
海外巡回健康相談事業	〇 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以 上得る。
地域産業保健センターの利用促進事業	○ 事業者及び労働者等による健康相談窓口の年間延利用人数を70,000人以上とする。
	〇 健康相談窓口を利用した事業者及び労働者等から、健康確保を図る上で有用であった旨の評価を80%以上 得る。
事業場における安全衛生水準の一層の向上 を図るための施策の推進事業	○ 「自律的安全衛生管理活動普及促進事業」の対象団体における労働安全衛生マネジメントシステムの導入に 取組む事業場の割合を高める。
	〇 「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進」事業において、安全衛生管理に関する診断を受けた事業場のうち、本年度中に改善に取り組む事業場を半数以上とする。
	〇 「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進」事業において、相談を受けた事業場において安全衛生 活動を促進する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。